

令和5年度 一般会計 歳出 第7款7項5目 12節(1)

受付 番号	種目番号 302	連絡先	委託担当 健康福祉局環境施設課戸塚斎場	担当者 連絡先	ふじかわ ゆういち 藤川 裕一 864-7001
----------	-------------	-----	------------------------	------------	--------------------------------

## 設 計 書

- 1 契約件名 戸塚斎場 駐車場誘導警備業務委託
  
- 2 履行場所 横浜市戸塚斎場（横浜市戸塚区鳥が丘10番地5）
  
- 3 履行期間  
又は期限 期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで  
期限 令和 年 月 日
  
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
  
- 5 その他特約事項 なし
  
- 6 現場説明  不要  
 要（ 月 日 時 分 場所 ）
  
- 7 委託概要 本委託業務は、令和3年8月に再整備工事が完了した横浜市戸塚斎場の駐車場において、来訪車両の安全かつ円滑な案内・誘導を行うとともに、来訪者の安全を図るための警備業務を行う。

8 部分払

する ( 12 回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行 予定月	数量 (概算数量)	単位	単価	金額 (概算金額)
駐車場誘導警備業務	4~3月	(321)	日	22,600	(7,254,600)

委託代金額	¥7,980,060 . —
内 訳 業務価格	¥7,254,600 . —
消費税相当額	¥725,460 . —



## 戸塚斎場駐車場誘導警備業務 仕様書

- 1 件名  
戸塚斎場駐車場誘導警備業務委託
- 2 目的  
令和3年8月に再整備工事が完了した横浜市戸塚斎場の駐車場において、来訪車両が安全かつ円滑に駐車できるよう案内誘導するとともに、来訪者（歩行者）の安全確保を図ることを目的とする。
- 3 履行場所  
横浜市戸塚斎場（横浜市戸塚区鳥が丘10番地の5）  
駐車場（本館棟・休憩棟及び葬祭棟の前）
- 4 履行期間  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで  
（休場日）  
休場日は、1月1日、1月2日及び友引休場日（月4日程度）等とする。  
なお、令和5年度の休場日は、業務発注時において未確定であり、施設の緊急修繕等のために休場とする場合もあることから、業務日数は概算数量とし、委託代金の支払は実際の業務日数（実績数量）に合わせて行うものとする。
- 5 業務内容等
  - (1) 勤務時間  
午前8時15分から午後3時15分まで（年間321日（概算））
  - (2) 業務内容  
ア 来訪車両の円滑な案内及び誘導  
イ 来訪者（歩行者）の安全確保  
ウ 事故・災害の未然防止  
エ 駐車場において目立つ落葉・落枝、大きなごみ、積雪等の除去  
オ 苦情等に係る対応及び市職員への報告
- 6 警備担当員の配置場所  
別紙配置図のとおり
- 7 留意事項
  - (1) 警備担当員の資格等  
ア 警備担当員は、警備業法の研修を受講し、交通誘導警備二級検定合格者かそれと同等以上の技量のある者であること。  
イ 警備担当員が突発の疾病その他やむを得ない理由により、その勤務を完全に履行できないときは、受託者は、遅滞なくその代替要員を派遣すること。  
ウ 警備担当員は、斎場という性格を十分に理解し、正しい挨拶を励行するとともに言葉遣い、態度等に十分注意し、親切・丁寧を旨とし、信用増大に寄与すること。  
エ 警備担当員は、当駐車場がマイクロバス等の出入りも多いことを踏まえて、駐車場の空き状況等を的確に判断し、迅速に指示・誘導ができるものとする。
  - (2) 警備担当員の装備  
警備担当員は、受託者が準備する制服及び装備品を着用すること。
  - (3) 危機管理対応等  
警備担当員は、事故等が発生しないように万全の対策を講ずること。また、事故が発生した場合は、人命尊重を優先し、適切なる初期対応を図るとともに、速やかに市職員へ報告すること。また、消防・警察等の関係機関との連携のもとに適切なる処置をとり、被害の拡大防止に努めること。
  - (4) 賠償責任等  
警備担当員が本委託業務の履行中において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者（その車両等を含む）、施設等に損害を与えた場合、受託者は、市職員の指示に基づき、損害賠償、修繕等必要な措置を講じるとともに、その費用を負担しなければならない。また、それに備えて、必要な賠償責任保険に加入すること。
  - (5) 拾得物・遺失物  
拾得物・遺失物を取り扱った場合は、適切に、受理・記録・一時保管するとともに、速やかに市職員へ引き継ぐこと。
  - (6) 警備担当員の着替え等  
警備担当員の着替え、休憩等は、休憩棟1階更衣室兼救護室か駐車場警備員ボックスを使用すること。
- 8 その他  
この仕様書に記載されていない事項については、双方協議のうえ、その都度取り決めるものとする。



# 個人情報取扱特記事項

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持

ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報から自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。



年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

### 研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書(様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。